



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年10月5日火曜日 第2207号

### ◇ 目 次 ◇

林業用種苗生産事業者の登録.....	769
保安林の指定の解除.....	769
土地改良事業の工事完了の届出.....	769
道路の区域変更（県道壬生川丹原線）.....	769
道路の供用開始（ " ）.....	770

指定道路の指定.....	770
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	770
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	770

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	770
----------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1115号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。  
平成22年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
398	有限会社マウント・ワ ン	西条市大町733番地	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の 育成	有限会社マウント・ワ ン	西条市大町733番地

#### ○愛媛県告示第1116号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、  
次のように保安林の指定を解除する。  
平成22年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市郷字上郷乙13の3
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第1117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に  
より、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届  
出があった。  
平成22年10月5日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	朝倉上地区	平成22年6月7日
農業用道路整備事業	朝倉上地区	平成22年8月9日

#### ○愛媛県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成22年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町長野1109番3地先から 同市丹原町北田野1515番5まで	旧	メートル 10.0～16.0	キロメートル 0.550	
			新	10.0～17.0	0.550	

○愛媛県告示第1119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成22年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川丹原線	西条市丹原町長野1109番3地先から 同市丹原町北田野1515番5まで	平成22年10月5日

○愛媛県告示第1120号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。  
平成22年10月5日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成22年9月22日
- 3 指定道路の位置  
四国中央市下柏町字株木47番2、字株木47番3、字株木47番4、  
字大坪48番4、字大坪50番5、字畑中51番5、字大坪50番5地先  
農道及び字大坪48番4地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 86.20メートル
  - (2) 幅員 4.00～5.00及び6.00メートル

- (1) 新規土地改良事業（県単独土地改良事業（かんがい排水事業）・  
曲里地区）計画書の写し
- (2) 東温市南方土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所  
東温市役所本庁  
東温市役所川内支所

○愛媛県告示第1122号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独土地改良事業・  
八反地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和  
24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条  
第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成22年10月5日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（県単独土地改良事業・八反地地区）計画  
書の写し
  - (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例  
の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所本庁  
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1121号

東温市南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業  
（県単独土地改良事業（かんがい排水事業）・曲里地区）の施行は、  
適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48  
条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のと  
おり関係書類を縦覧に供する。  
平成22年10月5日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同  
条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成22年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年9月22日	NPO法人ジャパンハビネスサ ポートセンター	渡部 成治	松山市北斎院町748番地5 プライム北斎院301号	この法人は、障がい者、高齢者等の雇用、自立 の支援に関する事業を行い、社会福祉に関する 理解の啓発に寄与することを目的とする。